

平成29年第10回八街市教育委員会定例会議事日程

平成29年 9月27日(水)
午後 1時30分 第2会議室

施設訪問 午前9時10分 教育長室
八街北中学校 朝陽幼稚園

定例会

第1 委員長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 議 題

(1) 教育長報告

(2) 前回議事録の承認について

(3) 議決事項

議案第1号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施
要綱の一部を改正する告示について

(4) 報告事項

第1号報告 教育委員会委員の任命について

第2号報告 教育委員会職員の休職期間の満了による復職について

第4 その他

(1) 八街市子どもの読書活動推進計画の意見書等の提出について

(2) 各課等からの伝達事項

八街市教育委員会議事録

平成29年第10回定例会

期 日 平成29年9月27日(水)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時02分

場 所 市役所第一庁舎第2会議室

出席委員	1 番 委 員 長	山 田 良 子
	2 番 委員長職務代理者	並 木 光 男
	3 番 委 員	大 西 昭
	4 番 委 員	本 田 純 子

出席職員	教 育 次 長	村 山 のり子
	教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
	学 校 教 育 課 長	柿 崎 清
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	関 貴美代
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	堀 越 和 則
	図書館長兼視聴覚教材センター所長	高 橋 みち子
	学校給食センター所長	和 田 暢 祥
	教育総務課主査(事務局)	森 政 幸

1. 委員長開会宣言

○委員長

ただいまから、平成29年第10回八街市教育委員会定例会議を開会します。
本日は、加曾利委員から欠席の届け出がありました。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○委員長

議事録署名人に1番山田良子、2番並木光男を指定。

3. 議題

(1) 教育長報告

○教育次長

本日、教育長が所用のため欠席しておりますので、代わって報告します。
資料の主なものについて報告します。

8月31日から9月25日の26日間で市議会9月定例会が行われました。
その中で9月5日、6日、7日に一般質問がありました。教育委員会に関係する主な質問として、①外国語教育に関する事、②就学指定校変更制度に関する事、③学校等の節電節水に関する事、④郷土資料館、中央公民館大会議室に関する事など、この他にも何点かの質問がありました。

9月9日に行われました中学校体育祭につきましては、委員の皆さまのご出席お疲れさまでした。

その他は紙面にて報告に代えさせていただきます。以上です。

(2) 前回議事録の承認について

○委員長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

8月25日に開催しました第9回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(3) 議決事項

議案第1号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱

の一部を改正する告示について、事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第1号についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

本市では、平成24年4月1日に制定した「八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱」に基づき就学援助制度を実施しております。

この度、この実施要綱の一部を改正しようとするものです。改正点は大きく3点あります。

まず1点目は、これまで小学校1年生、中学校1年生の保護者に支給していた新入学用品費について、支給額を変更すること、支給時期を変更すること、認定時期を変更しようとするものです。

別冊の新旧対照表6ページ、第4条第2項に係る別表第2中の「新入学用品費」の欄をご覧ください。

具体的に、まず、支給額については、小学校は、「2万470円」から「4万600円」に、中学校は、「2万3,550円」から「4万7,400円」に変更するものです。

次に、支給時期については、新小学1年生と新中学1年生、これを「就学予定者」と新たに定義しますが、この就学予定者が入学する前に新入学用品費を支給しようとするものです。入学する前に支給する用品費を「入学準備費」として表中に追加します。

入学準備費の申請及び支給については、新中学1年生は、小学校6年生で就学援助の認定になっている就学予定者の保護者に学校を通して支給となります。

新小学1年生の場合は、1月末日までに教育委員会に直接申請をしてもらい、保護者の指定口座に直接振り込むこととなります。

また、「認定時期」については、備考欄の「4月1日」を「4月1日又は5月1日」に変更するものです。

これは、今まで4月15日までに申請を完了した4月1日認定の新入学児童生徒の保護者に新入学用品費を支給していましたが、いろいろな理由で、4月15日の申請締め切りに間に合わないケースが考えられることから、5月1日認定の保護者にも新入学用品費を支給できるようにするためのものです。

大きな2点目は、同じく別表第2中の生徒会費及びPTA会費の備考欄の「5月1日」を「4月1日又は5月1日」に改めようとするものです。

これは、これまでも4月1日又は5月1日認定で対応してきたのですが、表現が5月1日認定のみと解釈されないために表現を変更したものです。

最後に3点目は、資料の5ページをご覧ください。

別記様式第1号「要保護・準要保護児童生徒認定申請書」の様式を2箇所変更しようとするものです。

まず1箇所目は、家族状況欄の各人の氏名の下に、これまでは、個人番号を記入する欄がありましたが、本制度の申請には直接必要がないことから、この欄を削除しようとするものです。

2箇所目は、資料の6ページをご覧ください。

下部の※印以下の部分に、振込口座の欄を追加します。これは、新小学1年生の入学準備費の導入に伴って追加するものです。

以上大きく3点の改正です。

また、これに関わって必要な関係条文及び関係語句の追加変更を行うものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○委員長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

○委員

今の説明の3点についてはわかりましたが、他の点について質問します。新旧対照表1ページの第2条第5号「準要保護児童生徒等」の「等」は、何を指しているのでしょうか。

○学校教育課長

就学予定者が含まれます。小学校入学前の就学予定者は、この段階では児童生徒ではないからです。

○委員

では、その前の第2条第4号は、「要保護児童生徒」になっていて、「等」が入ってませんよね。これはどうしてですか。

先ほどの説明で、「等」は就学予定者も含むということでしたが、こちらも「等」が必要ではないのですか。

○学校教育課長

要保護対象の小学校入学前の就学予定者は、事前に生活法護法における扶助を受け支給されているので、この要綱での支給対象ではないためです。

○委員

次に、2ページの第4条第2項の「予算の範囲内で」のところに波線が引いてありますよね。これはなぜ入れたのですか。

○学校教育課長

これは、この部分を削除するかどうか検討していた箇所であったためです。その後においては、なくてもよいものです。

○委員

今年の要保護・準要保護の予算は、4千万円ぐらいですか。

新入学用品費が2倍ぐらいになるとすると、かなりの予算が増えると思うのですが、大丈夫ですか。

○学校教育課長

それは、財政課関係課と調整をしています。

○委員

5ページの別表第1の現行条文のほうですが、「保護を受けていない要保護者」とは、どういう人を指しているのですか。新しい条文にはないので、なぜ、なくなったのですか。

○教育次長

現実的に該当者がいないこと、また、準用保護者で補えるため、必要がなくなり削除しました。

○委員長

他に質問等がありますか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

(4) 報告事項

本案件中、第2号報告は、八街市教育委員会会議規則第13条第1項第1号のことに該当することから、会議を非公開とし、また、同規則第14条第2項の規定により関係職員以外退席することとなります。このことから、第1号報告終了後、順序を入れ換え、「日程第4その他」を先に行います。このことについて、ご異議ありませんか。

<異議なし>

賛成全員により、議決事項は、非公開とします。

・第1号報告 教育委員会委員の任命について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

第1号報告についてご説明いたします。資料の8ページをご覧ください。

教育委員会委員 本田純子 氏が、平成29年9月30日をもって任期満了となるにあたり、9月4日に八街市議会の同意を得られたことから、10月1日に 本田純子 氏が引き続き八街市長より任命されることを報告します。

○委員長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

・第2号報告 教育委員会職員の休職期間の満了による復職について、事務局の報告をお願いします。(非公開)

質疑がなければ、本日の議題については終了といたします。

4. その他

(1) 八街市子どもの読書活動推進計画の意見書等の提出について

○図書館長

9月1日に委員の皆さまに配付しました「八街市子どもの読書活動推進計画」の意見書等につきましては、お忙しい中ご提出をいただきありがとうございました。

八街市立図書館では、新館開館以来、一貫して、子ども達に豊かで質の良い読書を提供できるよう努力して参りました。

この「“育て八街っ子” 読書計画策定」にあたっては、図書館だけでなく、教育委員会、学校、幼稚園、健康増進課、障がい福祉課、子育て支援課、保育園、秘書広報課、市民協働推進課など、子どもの読書に関わることができる全ての部署が携わっております。

このことによって、次世代を担う子ども達の読書環境の整備が、より充実し、継続していくものと考えております。

今回頂戴しました意見等は、質問の回答を含め、今後の定例会にて途中経過の報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、この場をお借りして、何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。

○委員長

委員の方からご意見等があれば願います。

○各委員

・この計画どおりで良いと思います。子ども達が本を読む機会が少なくなっ

いますので、図書館に足を運んで読む機会が増えれば良いと思います。

・まず、これだけのものを作ろうとした意欲が素晴らしいなと思います。どちらかと言うと、こういうものは後回しになっているのが現状だと思いますが、それをあえて、今年度取り組んだことが本当に素晴らしいことだと思います。

読ませていただいた感想については、特に第3章が素晴らしいなと思いました。それは、借り物ではなく、よそのところから持ってきたものでもなく、本当に八街らしさがでている推進計画だから、素晴らしいなと思いました。

ただ1点難を言うと、第1章のところで、八街の児童生徒の実態が見えなかったということが残念だったなと思いました。また、次回見直しする時点では、是非また考えていただければありがたいなと思います。

いずれにしても、図書館においては、推進計画をはじめ、日頃から子ども達にご配慮いただいて本当にありがたく思っております。今後ともよろしく願いします。

・読ませていただいて、八街独自の八街らしい計画ということで、これだけのものを作成するに当たっては、ご苦労とこれまでの実践の積み重ねがあったからこそだと思います。是非これを続けていただきたいと思います。

私からの1つのお願いが、図書館が小中学校を取り込んで、学校を啓発していただければ更にうれしいなと思います。これまでの図書館の経営をまた更に素晴らしいものにしていく計画だと思います。よろしく願いします。

(2) 各課からの伝達事項

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

(別紙)

教育長報告

平成29年8月26日～9月26日

日付	曜日	時間	場所	内容
8/26	土	13:00	中央公民館	三世代スポーツ交流大会
8/27	日	9:20	佐倉市民体育館	剣道錬成大会
8/28	月	13:30	特別会議室	平成29年9月議会議案説明記者会見
8/29	火	13:30	教育長室	北総教育事務所管理課長来庁
8/30	水	13:10	特別会議室	一般質問答弁書市長打合せ
〃	〃	17:30	八街市役所	避難訓練
8/31	木	10:00	八街市議会議場	本会議(平成29年9月議会開会)
9/1	金	15:00	朝陽幼稚園	園長会議
9/4	月	9:10	特別会議室	庁議
9/5	火	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)
〃	〃	15:00	中央中学校	第2回長欠担当者会議
9/6	水	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)
9/7	木	10:00	〃	〃
9/9	土	8:30	市内全中学校(4校)	中学校体育祭
9/11	月	10:00	八街市議会議場	本会議(議案質疑)
9/12	火	13:30	朝陽小学校	第5回八街市小中学校長研修会
9/19	火	15:30	〃	八街市小中学校定例教頭会
9/20	水	9:10	第1会議室	部課長会議
〃	〃	13:30	図書館集会室	第2回八街市立図書館協議会
9/25	月	10:00	八街市議会議場	本会議(委員長報告等・閉会)
〃	〃	12:35	八街北中学校	北総教育事務所指導室訪問
9/26	火	9:00	八街市議会議場	全員協議会(決算審査に伴う事業費説明)